

第4章 おわりに

- 人口減少や少子高齢化が進む本県では、地域福祉を取り巻く環境は大きく変化し、新たな課題やニーズが顕在化する中であって、自治会や地域の絆の大切さ、互いに助け合う心の尊さなど、地域福祉の果たす役割はますます重要になってきています。
- 誰もが、住みなれた地域で、互いに支え合いながら、自分らしく安心して暮らしていくことができる地域共生社会を実現するためには、地域住民、行政、サービス事業者、ボランティアなど様々な主体の連携・協働が重要であり、その際には、「地域福祉計画」や「地域福祉支援計画」が大きな役割を果たすものと考えられます。
- 県では、今回の「第5期地域福祉支援計画」の策定を契機として、本県における地域福祉の推進に向けた取り組みを更に強化していきたいと考えています。

○アウトリーチ

生活上の課題を抱えながらも自ら相談機関に行けない個人や家族に対して、支援者が積極的に対象者のいる場所に出向いて働きかける支援方法。

○NPO (Non Profit Organization)

住民主体の非営利組織で、社会的課題の解決など一定の公益的活動を継続的に行うことを目的に組織された民間の団体。

○介護支援専門員（通称：ケアマネジャー）

介護保険法に基づき、利用者やその家族からの相談に応じ、その心身の状況やニーズを適切に把握し、利用者にふさわしい介護サービス計画（ケアプラン）を作成し、介護保険サービスが的確に利用できるように調整を行うとともに、要介護者などが自立した日常生活を営むうえで必要な援助を行う専門職。

○介護福祉士

専門的知識および技術をもって、身体上または精神上の障がいがあることにより日常生活を営むのに支障のある人に対して、入浴、排泄、食事などの介護を行うとともに介護者などへの指導を行う専門職。

○介護保険制度

高齢者などが、一定期間介護を必要とする状態や日常生活に支援が必要な状態になった場合に、社会保険方式によって介護を支える制度であり、介護の社会化を主たる目的として平成12（2000）年から施行。

○ケアマネジメント

何らかの支援を必要とする人に対して、その人のニーズに最も適した福祉、保健または医療のサービスを適切に組み合わせて利用できるように支援する一連の活動。

○高齢者等終身サポート事業

病院への入院や介護施設等への入所の際の手續支援、日用品の買い物などの日常生活の支援、葬儀や死後の財産処分などの死後事務等について、家族・親族に代わって事業者が支援するもの。

○コミュニティソーシャルワーカー（CSW）

地域において、支援を必要とする人々に対して、地域とのつながりや人間関係など本人を取り巻く環境を重視した援助を行う専門知識を有するスタッフ。

○災害ボランティアバンク

災害時にボランティア活動を行う意思のある個人または団体を登録し、迅速かつ円滑なボランティア活動につなげることを目的として、島根県社会福祉協議会が設置した人材バンク。

○しまね社会貢献基金

特定非営利活動法人やその他社会貢献活動を行う団体の活動を支援し、県内における社会貢献活動のより一層の推進と活性化を図る目的で、県民や企業からの寄附金と県の拠出金を原資に、平成21（2009）年に県が創設し、管理・運営を行っている基金。

○小地域福祉活動

自治会区など住民に最も身近な単位において、住民相互のネットワークを形成し、行政やボランティアなど関係組織と連携しながら、地域の要援護者に対する見守り・安否確認、簡易な生活支援、生きがいつくりなどを行う活動。

○生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす者。

○成年後見制度

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などの判断能力が不十分な成年者を保護するため、家庭裁判所における手続を経て、本人の判断能力に応じて、成年後見人や保佐人などを選任し、本人のための財産管理を行う制度であり、平成12（2000）年の民法改正により、従前の「禁治産・準禁治産制度」から移行。

○総合的な学習の時間

変化の激しい社会に対応して、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育てることなどをねらいとして、児童や生徒が自発的に横断的・総合的な課題学習を行う時間。

○地域生活課題

福祉サービスを必要とする地域住民・その世帯が抱える次のような諸課題。

- ・福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労および教育に関する課題
- ・地域社会からの孤立その他の日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会を得る上での課題

○地域包括支援センター

高齢者の総合相談をはじめ地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関。平成18（2006）年の介護保険法改正により、設置された。

○ODV (Domestic Violence)

配偶者やパートナーなど親密な関係にある人から振るわれる暴力。身体的暴力、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力、社会的暴力など様々な形態がある。

○ノーマライゼーション

高齢であることや障がいの有無にかかわらず、すべての人が一般社会の中で普通の生活を送ることができ、ともに生きる社会こそノーマルな社会であるとする考え方。

○バリアフリー

高齢者や障がい者が社会生活をしていくうえで、障がい（バリア）となっていることを取り除くこと。本計画では、物理的なバリアのみならず、社会参加を困難にしている社会や制度上の障がい、心理的な障がいをも取り除くという意味で使用。

○ひきこもり

様々な要因の結果として、社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態。（他者と関わらない形での外出をしている場合も含む）

○民生委員・児童委員

厚生労働大臣の委嘱により、住民の福祉の増進を図るため、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助や情報提供を行う者。民生委員は、児童および妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行う児童委員に充てられる。

○主任児童委員

児童委員の中から選ばれ、主として児童福祉に関することを専門的に担当し、児童福祉の関係機関と児童委員との連絡調整や児童委員に対する援助・協力などを行う者。

○ヤングケアラー

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者。

○要保護児童対策地域協議会

虐待を受けている子どもなど要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関がその子どもなどに関する情報の交換や支援を行う機関。平成16（2004）年の児童福祉法改正により、設置された。

島根県社会福祉審議会地域福祉専門分科会委員名簿

(50音順 敬称略)

委員名	所属団体など
大江 和彦	島根県町村会（海士町長）
賀戸ひとみ	島根県連合婦人会
黒松 基子	公益社団法人 認知症の人と家族の会島根県支部
住田 達宣 (専門分科会長)	島根県民生児童委員協議会
手銭 宣裕	島根県老人福祉施設協議会
中村 中	島根県市長会（江津市長）
宮本 恭子	島根大学教授
室崎 富恵	島根県知的障害者福祉協会

第5期島根県地域福祉支援計画

～ともに生き、ともに支え合い～

自分らしく安心して暮らせる島根を目指して

令和7年3月発行

島根県健康福祉部地域福祉課